五	一、五三八トン	
六	二二トン	
七	七トン	
八	三七一トン	
九	五七、一四二トン	
一〇	一〇、九〇一トン	
一一	一〇、二五九トン	
一二	七四、八〇八トン	
一三	五、八九二、九七八トン	
一四	一、二〇〇、五八四トン	
一四の二	七〇九、五一六トン	
一五	九〇六トン	
一六	一四、九六八トン	
一七	一四六、七四四トン	
一八	一九、六五二トン	
一九	一、六九二トン	
二〇	五五三トン	
二一	三六、九六四トン	
二二	二九一トン	
二三	九、二六八トン	
二四	七九トン	
二五	〇トン	
二六	四、一九七トン	
二七	一七、〇八八トン	
二八	六トン	
二九	四四二トン	

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	五、七六九、二五五トン
一四	三五〇、三四〇トン

○財務省告示第百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成三十年四月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十七万二百二十七トン

二　冷凍牛肉　三十万千四百三十八トン

2　平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十四万八千七十八トン

二　冷凍牛肉　十一万六千九百一トン

○財務省告示第百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成三十年四月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　八十二万三千五百九十七トン

二　生きている豚及び豚肉等　八十二万三千六百五十三トン

○財務省告示第百十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成三十年四月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万九千八百六十七トン

二　冷凍牛肉　十七万七千二百四トン

○厚生労働省告示第二百十五号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、中小企業退職金共済法施行令第十五条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（平成三十年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次のように改正し、平成三十年五月一日から適用する。

平成三十年四月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

件名及び本則中「第十五条第五項」を「第十六条第五項」に改める。

○農林水産省告示第九百六十二号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、畳表の日本農林規格（平成十九年八月二日農林水産省告示第千十七号）の一部を次のように改正し、公示の日から施行する。

平成三十年四月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町身延字南谷四一五四、四一五四の内一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南谷四一五四・四一五四の内一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町相又字円山三六一、三六四、三六五、三六八の一、字長畑七五九、七六六、七九〇、八〇四、八〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字円山三六一・三六四・三六五・三六八の一・字長畑七五九・七六六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）